

平成30年度 千葉県障害者スポーツ大会バレーボール競技（精神障害者の部） 実施要項

1. 目的 障害のある人が、この大会に参加することにより、スポーツの楽しさを体験するとともに、その体力の維持・向上、精神面での充足並びに県民の障害のある人への理解を深めることにより、障害のある人の自立と社会参加の推進に寄与することを目的とする。
2. 主催 千葉県
一般社団法人千葉県障がい者スポーツ協会
特定非営利活動法人千葉県精神保健福祉協議会
社会福祉法人千葉県身体障害者福祉協会
千葉県知的障害者福祉協会
千葉県手をつなぐ育成会
3. 主管 千葉県バレーボール協会
4. 協力 千葉障がい者スポーツ指導者協議会 他
5. 開催日時 平成31年1月24日（木）午前9時から午後4時まで
6. 会場 千葉ポートアリーナ（千葉市中央区問屋町1番20号）
7. 参加資格 出場選手は次のすべての条件を満たす者とする。
 - （1）大会申込み日において満13歳以上であること。
 - （2）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。あるいはその取得の対象に※準ずる障害のある者。

※「準ずる障害のある者」とは、以下の証明が受けられる者をいう。

①精神保健福祉センター所長の精神障害者保健福祉手帳交付済証明書

②精神疾患のため精神科等で医療を受ける旨の通院証明書又は自立支援医療（精神通院）
受給者証

なお、本大会では証明書、受給者証の写しの提出を省略することができる。

（3）申込時に千葉県に現住所（住民票のある地）を有する者。

ただし、学校に通学している者及び施設に入所・通所している者は、その学校及び施設の所在地が千葉県内（千葉市を除く）にある場合は参加できる。

（4）県大会、市大会、または2つ以上のチームにまたがった登録は不可とする。

8. 実行委員会及び大会事務局

- (1) 本大会を円滑に運営するため、実行委員会を設置する。
- (2) 本大会の大会事務局は、一般社団法人千葉県障がい者スポーツ協会内（千葉市稲毛区天台6-5-1）に置く。

9. 競技規則 適用する競技規則は、以下のとおり。

- (1) 全国障害者スポーツ大会競技規則平成30年度版（(公財)日本障がい者スポーツ協会制定）
- (2) (公財)日本バレーボール協会競技規則
- (3) 平成30年度千葉県障害者スポーツ大会バレーボール競技（精神障害者の部）実施要領（以下、実施要領）
- (4) 参加団体代表者会議 確認事項

10. 競技方法 「実施要領」による。

なお、組み合わせは、参加団体代表者会議において抽選により決定する。

11. 表彰 優勝、準優勝、3位のチームに対し表彰状と各選手にメダルを授与する。

12. 参加申込

- (1) 申込書 団体競技参加申込書（総括表・申込書）に、平成30年4月1日現在で記入し申し込むこと。
申込書様式は、千葉県障がい者スポーツ協会ホームページからダウンロードが可能である。

<http://suporeku.server-shared.com/>

- (2) 申込期間 平成30年10月2日（火）～10月31日（水）（締切日必着）

- (3) 申込方法 申込書類の提出方法は、持参又は郵送とする。

提出物は（1）の申込書様式に必要事項を記入した書類一式と、作成したデータを保存したCDを併せて提出する。（CDには団体名を記載すること。）

ただし、CDの提出が困難な場合は、記入された書類一式の提出だけでも可能とする。

**【申込先】〒263-0016 千葉市稲毛区天台6-5-1
（事務局） 一般社団法人千葉県障がい者スポーツ協会**

13. 参加団体代表者会議

参加団体代表者会議を次の日程で実施するので、参加団体は必ず1名出席すること。

①期 日 平成30年12月6日（木）午後2:00～（予定）
②会 場 千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター
千葉市稲毛区天台6-5-1

14. 個人情報の取り扱い

次の（１）から（５）を承諾した上で申し込むこと

- （１）大会プログラムに、競技運営上必要な氏名、所属等の個人情報について掲載する。
- （２）大会当日に報道機関が来場し、テレビや新聞等で報道されることがある。
- （３）主催者において、大会時に撮影した写真を障がい者スポーツ普及・発展のための広報に使用することがある。
- （４）主催・後援団体等のホームページで公式記録を公表することがある。
- （５）申し込み時に提出された書類は、プログラム作成（組み合わせ）及び全国大会派遣事業にのみ使用し、その他では使用しない。

15. 安全管理及び救護、傷害保険加入

- （１）参加選手の健康・安全管理については、参加者・団体において十分配慮するものとし、主催者においては、応急の処置のみを行うものとする。
- （２）選手及び役員（監督、マネージャー）については、傷害保険を主催者で加入する。
ただし、傷害保険の適用は、原則として大会会場内の範囲とする。
なお、本人の故意や重大な過失によるもの及び疾病等は、傷害保険の適用外となる。

16. その他

第19回全国障害者スポーツ大会「いきいき茨城ゆめ大会」関東ブロック地区予選会の出場チームについて、本大会の結果を基に一般社団法人千葉県障がい者スポーツ協会は、全国大会選手選考委員会に推薦する。